

中央環境審議会第37回循環型社会計画部会  
ヒアリング資料

< 参考資料 >

平成19年10月1日  
経済産業省リサイクル推進課

## 1. 関連法制度に係る取組

# 資源有効利用促進法

以下の対象業種又は対象製品について、それぞれ3R対策の取組の内容を「判断基準」として国が定め、事業者に対するその遵守を義務付け(10業種・69品目)。

## 3. 使用済製品の回収・リサイクル

**特定再利用業種**

**再生部品又は再生資源の原材料等としての利用の義務付け**  
 (紙製造業、ガラス容器製造業、硬質塩ビ製の管・管継手製造業、複写機製造業、建設業、の全5業種)

**指定再資源化製品**

**事業者による自主回収・リサイクルの義務付け**  
 (パソコン、小形二次電池の全2品目)

**指定表示製品**

**識別表示の実施**  
 (スチール・アルミ缶、PETボトル、紙製・プラ製容器包装、小形二次電池、硬質塩ビ製品の全7品目)

**指定再資源化製品の取組事例**

**事業者による自主回収・リサイクル**  
 【自主回収量・再資源化率の推移】  
 ○自主回収量  
 ・事業系パソコン  
 平成13年度 45万台 → 平成17年度 67万台  
 ○再資源化率  
 ・事業系パソコン(デスクトップPC)  
 平成17年度 78.9%  
 <法定目標 50%(平成22年度)>

**特定再利用業種の取組事例**

**再生部品又は再生資源の製品製造への利用**  
 【再生資源等利用率の推移】  
 ●紙製造業(古紙利用率)  
 平成12年度 57.3% → 平成17年度 60.4% <法定目標 62%(平成22年度)>  
 ●ガラス容器製造業(カレット利用率)  
 平成12年度 77.8% → 平成17年度 91.3% <法定目標 91%(平成22年度)>

## 1. 製造工程で生じる副産物のリデュース・リサイクル(事業所のゼロエミッション対策)

**特定省資源業種**

**副産物の発生抑制・リサイクルの義務付け**  
 (パルプ・紙製造業、無機化学工業製品製造業等、製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業銅第一次精錬・精製業、の4業種)

**指定副産物**

**副産物のリサイクルの義務付け**  
 (電気業の石炭灰、建設業の土砂・木材等の全2品目)  
 ※ エネルギー供給又は建設工事に係る副産物のみが対象

**指定副産物の取組事例**

**副産物のリサイクル対策**  
 【副産物利用率の推移】  
 ●電気事業の石炭灰  
 平成12年度 82% → 平成17年度 96%

## 2. 製品の環境配慮設計(軽量化、再生材の回収容易化等に配慮した設計)

**指定省資源化製品**

**リデュース配慮設計による軽量化、長寿命化等の義務付け**  
 (パソコン、自動車、家電、ばちんこ・パチスロ、金属製家具、ガス石油機器の全19品目)

**指定再利用促進製品**

**リユース・リサイクル配慮設計による再生材の回収容易化の義務付け**  
 (パソコン、自動車、家電、ばちんこ・パチスロ、金属製家具、ガス石油機器、複写機、浴室ユニット、システムキッチン、小形二次電池使用機器の全50品目)

**特定省資源業種(再掲)**

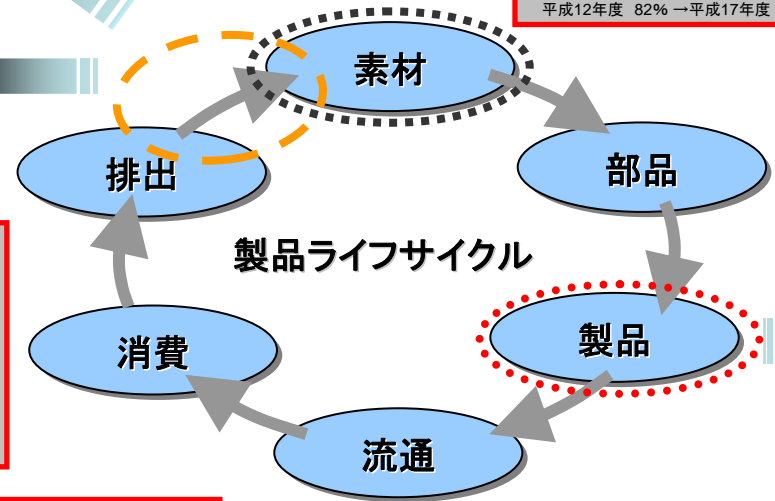
**副産物の発生抑制・リサイクルの義務付け**  
 (自動車 製造業の1業種)  
**取組事例**  
 【副産物の最終処分量の推移】  
 ●無機・有機化学工業製品製造業  
 H12年度 100万トン → H16年度 60万トン

**指定省資源化製品の取組事例**

**原材料等の使用の合理化等によるリデュース配慮設計**  
 【リデュース配慮設計の取組の例】  
 ○軽量化・小型化  
 ・自動車 ~ボンネットの軽量化  
 22kg → 8kg  
 ・パソコン ~ノートパソコンの軽量化  
 1,650g → 1,199g

**指定再利用促進製品の取組事例**

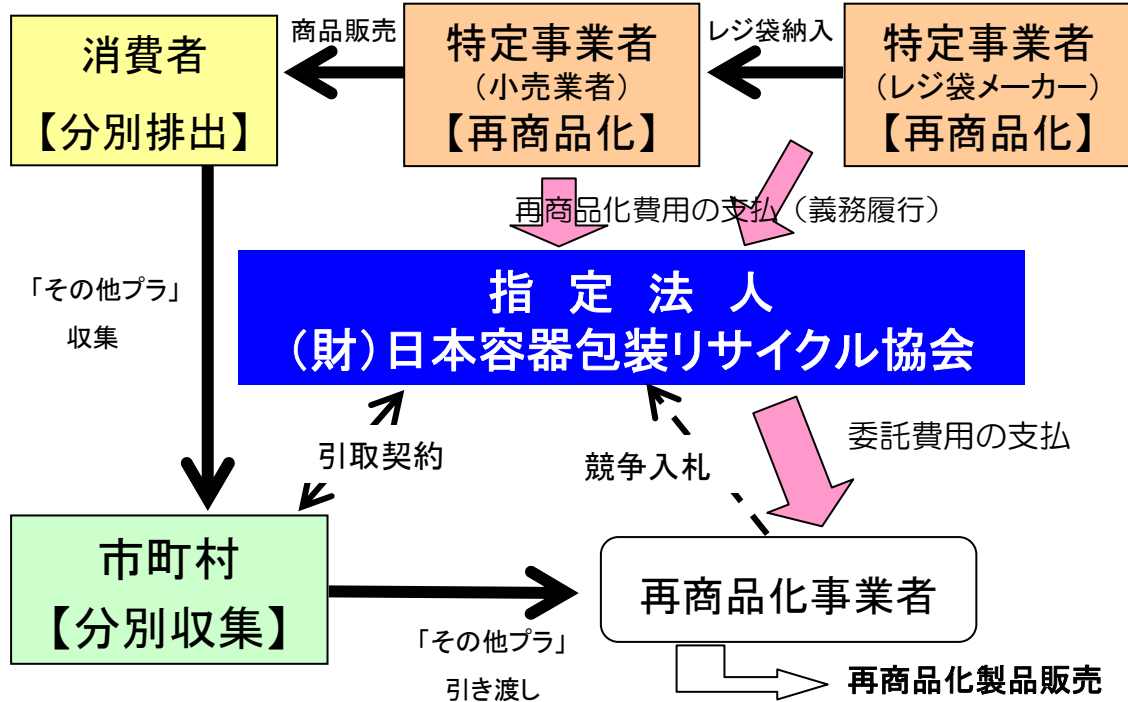
**原材料等の工夫・易解体性向上等によるリユース・リサイクル配慮設計**  
 【リユース・リサイクル配慮設計の取組の例】  
 ○原材料等の工夫  
 ・自動車 素材の種類の低減  
 30種類のポリプロピレン → 6種類のポリプロピレン  
 ○易解体性の向上  
 ・テレビ 部品点数 従来モデルの1/2とした。  
 ネジ本数 46%削減(231本→125本)



# 容器包装リサイクル法①

## 再商品化の義務

特定事業者数: 約7万社



## 排出抑制の促進

### 小売業(指定される業種に属する事業者)

判断の基準  
(ガイドライン)

主務大臣が、小売業者が取り組むべき措置の判断の基準を策定。目標設定、容器包装の使用の合理化、情報提供、関係者との連携等。

### 年間50トン以上容器包装を使用(容器包装多量利用事業者)

定期報告

毎年度、容器包装の使用量、使用の合理化のための取組状況の報告を義務付け

勧告・公表・命令

判断の基準に照らして取組が著しく不十分な場合、主務大臣は勧告・公表・命令を行う

罰則

事業者が命令に従わない場合、50万円以下の罰金

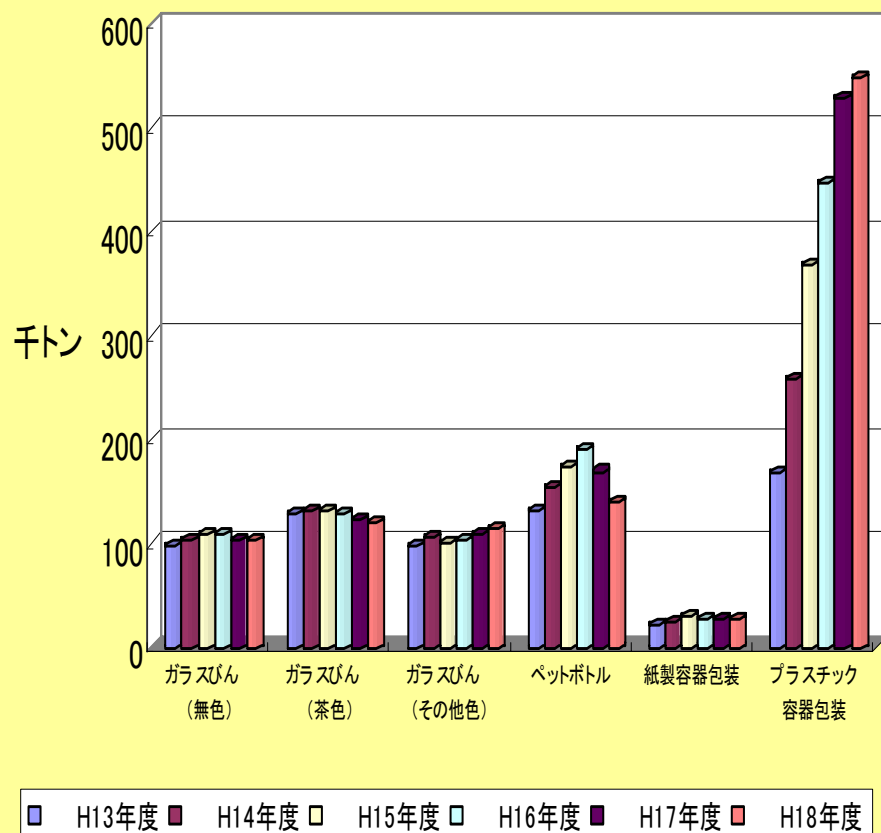
## 再商品化手法

	再商品化手法	リサイクル製品の利用例
ガラスびん	カレット化	ガラス製容器、建築・土木材料など
PETボトル	ペレット化等 ポリエステル原料化	繊維、シート PETボトルなど
紙製容器包装	製紙原料 古紙再生ボード化	板紙、建築材料 固形燃料など
プラスチック製容器包装	プラスチック製品等原料化 高炉還元剤化、化学原料化	パレット、コンクリートパネルなどの プラスチック製品、工業用原材料

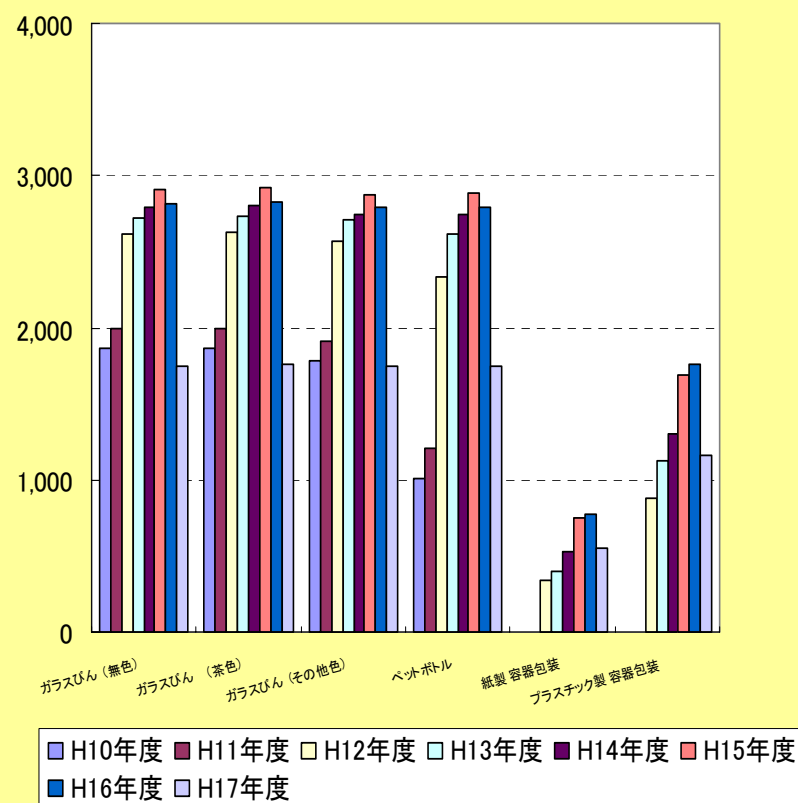
# 容器包装リサイクル法②

## 施行状況

### 指定法人への引き渡し量の推移



### 分別収集市町村数の推移



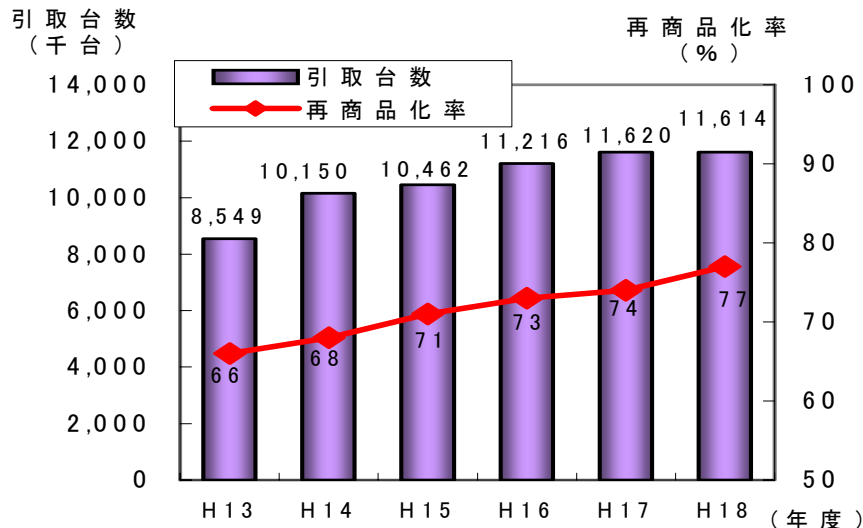
(注) 17年度における分別収集市町村数の減少は市町村合併によるもの。

# 家電リサイクル法

- 平成13年4月から施行された家電リサイクル法は施行後6年が経過し概ね定着。
- 本法律は、法施行5年経過後に施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じることとされており、平成18年6月に産構審、中環審の合同会合で見直しのための検討が開始された。
- 本年7月には、議論の中間的整理が行われ、引き続き、とりまとめに向けた検討が進められている。

## 家電リサイクル法の施行状況

- 廃家電の引取台数 18FY実績 **1,161万台**
- 再商品化実績 18FY実績(法定再商品化率)
  - エアコン** **86%** (60%以上)
  - ブラウン管式テレビ** **77%** (55%以上)
  - 冷蔵庫・冷凍庫** **71%** (50%以上)
  - 洗濯機** **79%** (50%以上)
- 16年4月から冷凍庫を対象追加。断熱材フロン回収等義務づけ。



## 家電リサイクルの流れ

